

件 名	国に先駆けて高校生世代へ特別支援金の支給	問合せ	子育て支援課 内線 565
内 容			
児童手当が支給対象外であり、教育費や食費など経済的負担が大きくなる 16 歳から 18 歳の高校生など（平成 17 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれ）に対して、国に先駆けて「高校生等への特別支援金」を支給します。		支給（申請）対象 ■ ① 令和 5 年 6 月 1 日時点で、市内に住民登録のある高校生などの世帯に属する世帯主 ② 令和 5 年 6 月 1 日時点で、市外に住民登録のある学生を養育する市内に住民登録のある方 支給額 ■ 1 人あたり 10 万円 申請方法 ■ ①の方： オンライン申請、窓口のいずれか。市から世帯主あてに申請書を送ります。 ※ 世帯主の方に支払いしますので、世帯主の口座を指定してください ②の方： 申請書を送りますので、子育て支援課まで連絡してください。 (オンラインの申請はできません) 申請者は、市外学生を養育する父母などになります。 ※ 市外に住民登録のある学生は、添付資料として在学証明書と本人の住民票抄本（本籍地入りのもの）が必要です	